## 守口市総合基本計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、守口市総合基本計画条例(平成31年守口市条例第2号)第4条第5項の規定に基づき、守口市総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- **第4条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていないときは、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第5条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 2 前2条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。 (関係者の出席等)
- **第6条** 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

- 第7条 審議会の会議は、これを公開する。会長は、傍聴人の数を制限することができる。
- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、 会議を非公開とすることができる。

(守秘義務)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画所管課において行う。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。